様式第17号(第37条関係)

収入

印紙

|  |
| --- |
| 業　務　委　託　請　書  令和　　年 　月　 日  　　　　　　　　　　　　　　宛  住所  受注者　　商号又は名称  代表者名　　 　　　　　　　　　　　　㊞  下記委託業務について、長野市契約規則及び請負条項を遵守するとともに 、 仕様書に従い誠実にこれを履行します。  記  １ 委託業務の名称  ２ 委託場所  ３ 委託内容　 　　別冊仕様書のとおり  ４ 委託期間 　　　令和 　年　 月　 日 から  令和 　年　 月　 日 まで  ５ 委託料 　　　　金 　　　　　　　　　　　　　　　　円  （うち消費税　　　　　　　　　　　 円）  ６ 契約保証金 　　長野市契約規則第40条第６号の規定により免除  ７ 検査の期間 　　完了後７日以内  ８ 委託料の支払時期　　適法な支払い請求を受けた日から30日以内  ９ その他 |

（注）１件10万円を超え50万円以下の業務委託契約の場合に用いること。

|  |
| --- |
| （請負条項）  第１条　受注者は頭書に基づき、業務仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。  第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。  第３条　受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。  ２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。  ３　受注者は、前２項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。  ４　発注者は受注者に対し、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。  第４条　受注者は、業務が完了したときは、直ちに検査職員に通知し、検査職員は、通知を受けた日から７日以内に検査を行うものとする。  ２　受注者は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果に異議を申し立てることができない。  ３　受注者は、業務が第１項の検査に合格しないときは、直ちに修補して検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなす。  第５条　受注者は、成果物の引渡しを検査終了後直ちに行うものとし、代価の請求は成果物の引渡し後に行うものとする。ただし、この契約が成果物の完成を目的としない場合は、代価の請求は検査終了後に行うものとする。  第６条　納入した成果物が契約の内容に適合しないものであった場合、種類又は品質に関しては、引き渡しを受けた時から３年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入の時にこの不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。  第７条　受注者は、天災その他やむを得ない事情により期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにした書面により履行期間の延長を請求することができる。  第８条　受注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除された場合に異議を申し立てることができない。  一　正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき  二　その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき  三　この請書の履行について、業務を完了させるための指示に従わなかったとき  四　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達成することができなくなったとき  第９条　受注者は、第８条に定めるところにより、この契約を解除されたときは、契約金額の 10 分の１に相当する額の違約金を指定された期間内に支払わなければならない。この場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が付されているときは、契約保証金又は担保をもって違約金に充当する。  第10条　この契約について紛争を生じた場合は、 両者協議の上、解決に当たるものとする。 |